

# 令和4年度第3回 「ワンチームとやま」連携推進本部会議次第

日 時：令和4年10月17日（月）

16時～17時30分

場 所：富山県防災危機管理センター災害対策本部員会議室

## 1 開 会

## 2 知事あいさつ

## 3 議 事

- (1) 令和4年度連携推進3項目の中間報告について
- (2) 県、市町村の行政課題等について
- (3) その他

## 4 閉 会

### 配付資料

- 資料1 令和4年度連携推進3項目の中間報告について
- 資料2 令和4年度本部会議年間スケジュール
- 資料3 地域防災力の強化について
- 資料4 アフターコロナを見据えた観光振興について

- 参考資料1 若手職員地域課題解決フィールドワーク研修の実施結果について
- 参考資料2 避難行動要支援者の個別避難計画の策定について
- 参考資料3 富山県成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」の開催について
- 参考資料4 マイナンバーカードの普及状況について

令和4年度第3回  
「ワンチームとやま」連携推進本部会議 出席者

1. 市町村等（17名）

富山市長	藤井 裕久
高岡市長	角田 悠紀
射水市長	夏野 元志
魚津市長	村椿 晃
氷見市長	林 正之
滑川市長	水野 達夫
黒部市長	武隈 義一
砺波市長	夏野 修
小矢部市長	桜井 森夫
南砺市長	田中 幹夫
舟橋村長	古越 邦男
上市町長	中川 行孝
立山町長	舟橋 貴之
入善町長	笹島 春人
朝日町長	笹原 靖直
市長会事務局長	田中 齊
町村会常務理事	竹野 博和

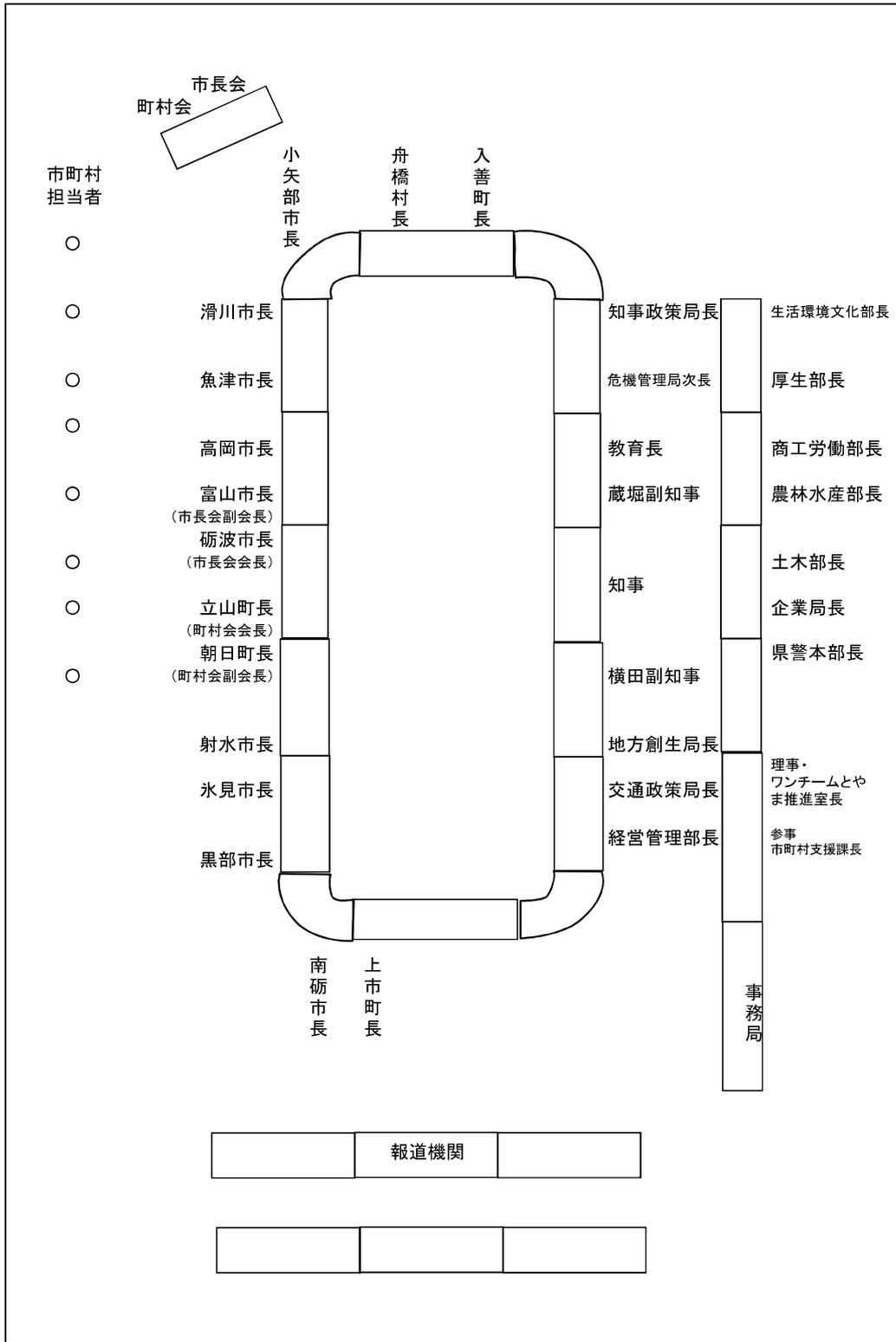
2. 県（18名）

知事	新田 八朗	
副知事	蔵堀 祐一	
副知事	横田 美香	
教育長	荻布 佳子	
県警本部長	杉本 伸正	
知事政策局長	三牧 純一郎	
危機管理局長	利川 智	（代理）中林 危機管理局次長
地方創生局長	南里 明日香	
交通政策局長	田中 達也	
経営管理部長	岡本 達也	
生活環境文化部長	廣島 伸一	
厚生部長	有賀 玲子	
商工労働部長	中谷 仁	
農林水産部長	堀口 正	
土木部長	市井 昌彦	
企業局長	今井 光雄	
理事・ワンチームとやま推進室長	竹内 延和	
参事・市町村支援課長	滑川 哲宏	

令和4年度第3回「ワンチームとやま」連携推進本部会議 配席図

日時: 令和4年10月17日(月)16時~17時30分

場所: 富山県防災危機管理センター災害対策本部員会議室



## 「ワンチームとやま」連携推進本部 令和4年度連携推進3項目の開催状況等について

連携項目名 (提案市町村)	主な検討事項	担当部局	WG開催状況
<b>ゼロカーボンシティ富山の実現</b> (魚津市、南砺市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な温暖化対策の実施</li> <li>・県・市町村が連携した共同啓発の実施</li> </ul>	知事政策局	R3年度: 4/27、5/20、8/19、10/21、3/29 R4年度: 4/28、8/26
<b>自治体行政のデジタル化</b> (射水市、氷見市、砺波市、滑川市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI・RPA等の共同導入による経費削減等</li> <li>・自治体の基幹系業務システムの統一・標準化</li> <li>・マイナンバーカードの利活用による県内サービスの統一化等</li> </ul>	知事政策局 (まとめ) 地方創生局 厚生部	令和3年度に引き続いて 5/2、8/8、10/7: IT担当課長会議 4/27、7/29: マイナンバー会議 7/8: 被災者生活支援システムWG 4/26、5/30、6/28、7/1、7/26、8/30、9/27 : クラウド関係会議も活用し協議
<b>農林水産物等の輸出促進に向けた連携・強化</b> (富山市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出促進に係る体制の強化</li> <li>・輸出志向事業者への支援策</li> <li>・共同プロモーションの実施</li> </ul>	農林水産部	○4/21: WG① ・輸出拡大ジャンプアップ計画等情報共有 ○7/27: WG② ・輸出の取組状況の共有及び連携事項協議 ○9/29: WG③ ・連携事項(事業者支援や共同プロモーション)協議

# 連携事項名 ゼロカーボンシティ富山の実現

提案市町村: 魚津市、南砺市

県担当課: カarbonニュートラル推進課

## ◎ R4年度の取り組み結果の中間報告と今後の方向性

項目	令和4年度の取り組み成果等(見込み含む)	現在の進捗	令和5年度(案)	
			取り組み方針	具体的な連携事業
現状及び再エネポテンシャルの把握・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量の把握方法や再生可能エネルギー導入ポテンシャル情報について共有(REPOSや自治体排出量カルテの情報など)</li> <li>県カーボンニュートラル戦略策定に向け、市町村と連携して施策等に取り組めるよう、検討状況を情報共有・意見照会(11月上旬に意見照会を実施予定)</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村での地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画の策定等への活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における地方公共団体実行計画策定への活用</li> <li>再生可能エネルギー導入に係る事業化等へのポテンシャル情報の活用</li> </ul>
先進的な情報等の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市町村の取り組み事例、温対法に基づく促進区域や地域脱炭素ロードマップに基づく先行地域、補助金、講演会、各種説明会に関する情報等について、メーリングリストも活用し共有</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市町村の取り組み事例等についてメーリングリストも活用し情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他地域の先進的な事例や地域脱炭素ロードマップに基づく先行地域、補助金に関する情報等を逐次共有</li> </ul>
市町村間の広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数市町村の連携事業について、協議を深化しつつ可能なものから実施</li> <li>市町村実行計画の策定等への連携協力</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域連携事業の推進</li> <li>市町村実行計画の策定・実行等への連携協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村が、県のカーボンニュートラル戦略や市町村計画における重点施策等を連携して実施</li> <li>市町村実行計画の策定等への参画や協力</li> </ul>
住民・事業者向けの共同啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイト開設(10月頃)、とやま環境フェアへの共同出展(10/7~1/9)、一斉省エネデーの共同啓発(7/7、12/22実施)</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村連携による啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイトによる継続的な情報発信</li> <li>住民・事業者参加型の啓発イベントの検討及び実施</li> </ul>

## ◎ 協議スケジュール・取り組み内容

項目	2022(R4)年度						2023(R5)年度			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
●現状及び再エネポテンシャルの把握・活用	市町村別排出量や再エネ導入ポテンシャル情報の「見える化」、計画策定等への活用						計画策定や再エネ事業化等への活用			
●先進的な情報等の共有	先進事例、法改正、補助金情報等の収集・共有(メーリングリスト等も活用し逐次共有)									
●市町村間の広域連携の推進	県カーボンニュートラル戦略策定、市町村実行計画策定及び改定への連携協力(県戦略に掲げる施策等の共同実施の検討など)						県戦略及び市町村計画の重点プロジェクト等の共同実施(可能なものから実施)			
	県や市町村が民間と連携した取り組みを検討、推進						市町村実行計画策定等への参画や助言			
	連携事業について協議を深化、可能なものから実施									
●住民・事業者向けの共同啓発	ポータルサイトの設計・開設(10月頃開設見込み)支援制度等の一元的な情報発信						ポータルサイトによる継続的な情報発信			
	一斉省エネデーを活用した啓発、とやま環境フェア共同出展等						県・市町村連携による啓発活動の実施			
	WGにおいて啓発内容の検討・R5予算化検討(県・市町村)						新たな啓発内容の検討		可能なものから実施	

# 連携事項名 自治体行政のデジタル化

提案市町村:射水市、氷見市、砺波市、滑川市

対象市町村:全市町村

県担当課:デジタル化推進室、ワンチームとやま推進室、厚生企画課

## ◎ R4年度の取り組み結果の中間報告と今後の方向性

項目	令和4年度の取り組み成果等(見込み含む)	評価	令和5年度(案)	
			取り組み方針	具体的な連携事業
①DX・働き方改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議の開催(6/3)</li> <li>デジタルマーケティングの推進</li> <li>ワーキングチームを設置し、ペーパーレス化や情報セキュリティ等を推進</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針及びアクションプランに基づき、市町村と連携しながらDX・働き方改革を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県の動向や市町村ニーズをふまえ、適時適切に情報提供するとともに、新たな連携事業につなげていく</li> </ul>
②基幹系業務システムの標準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(～8月)総務省が標準仕様書を順次公表</li> <li>(現在)現行システム機能との比較分析整理、基幹系業務システムで使用されている外字等の調査、県独自の上乗せ、横出し報告の洗い出し</li> <li>国から新たに示された各市町村の標準化スケジュールに対応</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度末に標準準拠システムへの移行ができるよう準備を加速化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行システム機能との比較分析整理、外字の標準化準備、上乗せ、横出し報告の洗い出し</li> <li>事業者に対する情報提供依頼(RFI)の実施、発注仕様書の作成</li> </ul>
③被災者生活支援システムの共同調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGの開催(7/8、8/25)</li> <li>導入に向けたアンケート調査(7/14)</li> <li>県内2箇所(富山、高岡)で事業者によるシステムのデモを実施(10/3、4)</li> <li>各市町村における導入検討</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入市町村は令和5年度上期の共同導入、運用開始を目指す(後からの参加も可能)</li> <li>先行導入市町村の進捗確認、未導入市町村との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書の作成</li> </ul>
④マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て、介護関係26手続きのオンライン化(国のびったりサービスとの連携)に向けたシステムの構築</li> <li>転出、転入手続のワンストップ化のための市町村におけるシステム構築</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度当初からの連携開始に向けたシステムの運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に部会を開催し、運用状況や制度改正等への対応について確認</li> </ul>

項目	令和4年度の取り組み成果等(見込み含む)	評価	令和5年度(案)	
			取り組み方針	具体的な連携事業
⑤マイナンバーカードの普及・利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6月～9月)国のマイナポイント第2弾にあわせ、出張申請受付、県ゆかりの著名人を起用した広告を展開</li> <li>(10月～)企業・団体や大規模商業施設等における出張申請受付を拡充</li> <li>(2月～)マイナンバーカード保有者を対象とした県有施設で利用できる電子クーポンを発行する実証事業と、市町村や民間への横展開に向けた調査を実施</li> <li>利活用に関する優良事例の横展開に向けて情報を共有、検討</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の動きに合わせて、適時適切に取り組む</li> <li>県民の利便性向上や民間への横展開に効果的な、利活用策に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な取得促進策、広報等の検討、実施</li> <li>実証事業の結果を踏まえた市町村等への横展開を検討</li> </ul>
⑥データ連携基盤の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携県・市町村連絡調整会議(7/1、7/26、8/30)で、先進事例を共有し、実証実験の内容やデータ利活用の方向性等を協議</li> <li>10月以降、市町村の意向に基づき観光分野と防災分野で実証実験を実施し、結果を検証</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村のニーズがあり、県内に先進事例があって取り組みの効果が把握しやすいセンサーデータの活用を促進</li> <li>データ連携基盤の共同利用を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村におけるセンサーデータの活用拡大</li> <li>R4年度の検証結果を踏まえた連携事業の実施</li> </ul>
⑦電子入札システムの共同調達 ・AI・RPAの共同導入 ・ICTに関する職員研修 ・電子契約サービスの横展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7月～)電子入札システム運用開始 ※富山市、砺波市、南砺市は、R5.4月～</li> <li>(8月)AI-OCR(AIによる文字読取ソフト)の共同利用方法の提案</li> <li>(6月)基幹系業務システムの標準化・共通化に関する研修会の開催、(10月)安全管理措置研修の開催</li> <li>(10月～)県でサービスを開始した電子契約について、市町村への横展開に向けた意向確認</li> </ul>	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子入札システムについて、令和5年4月から全県で運用開始</li> <li>AIやRPAの共同導入、横展開を目指す</li> <li>国の制度等を活用して、市町村のニーズに対応した効果的な実践に即した研修会を開催</li> <li>電子契約サービスの横展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子入札の安定稼働に向け進捗状況を確認</li> <li>令和5年4月からAI-OCRの共同利用を開始</li> <li>ニーズの高い研修を開催</li> <li>県の事例、取組を共有、スケールメリットを活かし電子契約サービスの導入を支援</li> </ul>

◎ 協議スケジュール・取り組み内容

項目	2022(R4)年度						2023(R5)年度				当面の目標
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	第4 四半 期	
①DX・働き方改革推進本部	基本方針及びアクションプランに基づきDX・働き方改革を推進 デジタルマーケティングの推進 ペーパーレス化や情報セキュリティ等を推進						DX・働き方改革を推進 PDCAサイクルによる進捗状況の評価・ 検証				R5年度末のアクションプラン のKPI達成
②基幹系業務システムの 標準化	現行システム機能のと比較分析整理、基幹系業務システムで 使用されている外字等の調査、県独自の上乗せ、横出し報告 の洗い出し ・国から新たに示された各市町村の標準化スケジュールに対応						比較分析整理、外字等の調査 上乗せ、横出し報告の洗い出し(継続) 情報提供依頼の実施、仕様書の作成				R7年度末までの 標準準拠システムの導入
③被災者生活支援システム の共同調達	デモ 実施	各市町村における導入検討					共同調達	共同導入・運用開始 情報共有			R5上期の共同導入、運用 開始を目指す (後から参加可能)
④マイナンバーカードを活用 した行政手続のオンライン化	子育て・介護関係26手続きのオンライン化(国のびったり サービスとの連携)に向けたシステムの構築 ・転出・転入手続きのワンストップ化のための市町村における システム構築						R5当初からの連携開始に向けた システムの運用				R5～ 子育て・介護、転出・転入手 続きの運用開始
⑤マイナンバーカードの 普及・利活用促進	企業・団体や大規模商業施設等における出張申請受付を拡充 県有施設でのカード利活用実証の準備・実施・結果検証 市町村、民間への横展開に向けた調査の実施 利活用に関する優良事例の横展開に向けた情報共有・検討						取得促進の取組実施(検討中) 市町村、民間への横 展開の検討				国はR4年度末までにほぼ全 国民に行き渡ることを目指 す 県独自のカード利活用方法に ついて、市町村や民間への横 展開に向けた実証を行う
⑥データ連携基盤の 整備・強化	実証実験の準備・実施・結果検証 R5の取組み協議・予算化検討						センサーデータの活用拡大とデータ連携 の検討、実施				R5 センサーデータの活用拡大 とデータ連携
⑦ 電子入札システムの共同調達 AI・RPA等の共同導入 ICTIに関する職員研修 電子契約サービスの横展開	電子入札システムの本格運用 AI-OCRの共同利用の検討 ICTIに関する職員研修の実施 電子契約サービスの横展開に向けた意向確認						全県で電子入札システムの運用 AI・RPA適用業務の拡大、AI-OCR の共同利用 ICTIに関する職員研修の実施 電子契約サービスの横展開				電子契約サービスの横展開 その他は継続実施

# 連携事項名 農林水産物等の輸出促進に向けた連携・強化(R4年度新規項目)

提案市町村:富山市

対象市町村:全市町村

県担当課:市場戦略推進課

## ◎ R4年度の取り組み結果の中間報告と今後の方向性

項目	令和4年度の取り組み成果等(見込み含む)	現在の進捗	令和5年度(案)	
			取り組み方針	具体的な連携事業
輸出促進に係る体制の強化	・市町村に輸出相談窓口を設置 ・市町村と連携して商工会議所等を訪問するなどにより、輸出に関心、又は輸出の可能性のある事業者情報等をヒアリング・共有するなど、コミュニティ参加事業者の掘り起こしを進めた。	①概ね順調	・とやま輸出コミュニティの参加事業者掘り起こし ・同コミュニティを通じた情報共有・普及啓発	・とやま輸出コミュニティを通じた連携活動の推進
輸出志向事業者への支援策	・リーディングプロジェクト(LP)の実施や地域商社を中心とした輸出プラットフォームを構築 ・市町村と連携してLP参加事業者の募集・支援を実施 ・次年度連携事業(輸出志向事業者への補助等)の検討・予算化	①概ね順調	・LP等の連携実施・支援 ・輸出支援事業による事業者の取組推進 ・地域商社を中心とした輸出プラットフォームの活用推進	・LPや輸出プラットフォームでの連携活動の実施
共同プロモーションの実施	・FOODEX・JAPAN2023共同出展 ・次年度の海外見本市出展等、共同プロモーション(実施国、負担方法等)の検討・予算化	①概ね順調	・県と市町村が連携して海外見本市出展等の共同プロモーションを実施	・共同プロモーションの実施(海外見本市等への出展)

## ◎ 協議スケジュール・取り組み内容

項目	2022(R4)年度						2023(R5)年度				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
輸出促進に係る体制強化	とやま輸出コミュニティ参加事業者の掘り起こし・同コミュニティを通じた情報共有・普及啓発										
	ワーキンググループ(WG)での情報共有・連携事項検討 WG④12月下旬予定										
	各LP企画・打合(随時)			トライアル輸出 現地プロモーション		課題検証	LP等の連携実施・支援				
輸出志向事業者への支援策	次年度の事業者向け輸出支援事業を協議(予算化検討を含む)						県と市町村が連携した輸出支援事業による事業者の取組推進				
共同プロモーションの実施	FOODEX JAPAN2023の富山県ブース出展者募集・出展(富山市物産振興会との共同出展) 3/7~3/10						県と市町村が連携した共同プロモーションの実施(海外見本市等への出展)				

## 「ワンチームとやま」連携推進本部 年間スケジュール

令和2年度	R3. 1. 10	※雪害対策への協力に関する臨時会議 (WEB)
	R3. 1. 19	「ワンチームとやま」連携推進本部会議設置
	R3. 2. 22	※新型コロナワクチン接種に関する臨時会議 (対面+WEB)
令和3年度	R3. 5. 14	※新型コロナワクチンの高齢者向け接種等に関する臨時会議 (WEB)
	R3. 6. 4	第1回本部会議の開催
	R3. 8. 31	第2回本部会議の開催 (WEB)
	R3. 10. 29	第3回本部会議の開催
	R3. 12. 8	※新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時会議 (WEB)
	R4. 1. 20	第4回本部会議の開催
令和4年度	R4. 3. 4	※新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時会議 (WEB)
	R4. 5月16日	<b>R4 第1回本部会議の開催</b> ① 令和4年度連携推進項目の取り組み内容等の報告 ② // スケジュール
	R4. 8月30日	<b>R4 第2回本部会議の開催 (WEB)</b> ① 連携推進項目の取り組みの進捗状況等の報告
	R4. 10月17日	<b>R4 第3回本部会議の開催</b> ① 連携推進項目の取り組みの中間報告
	R5. 1月下旬	<b>R4 第4回本部会議の開催</b> ① 令和4年度連携推進項目の取り組み結果報告 ② 新年度の取り組み方針・項目の協議・決定

大規模な災害が発生した場合、救助機関等による「公助」のみでは物理的に限界



阪神淡路大震災  
→約8割が近所の住民等によって救出

「自助」「共助」も含めたバランスのとれた総合的な対応が必要

- ・発災直後に近隣住民が助け合って避難誘導
- ・地域住民によるガレキからの人命救助

災害時の避難誘導や地区防災計画の作成等を担う防災の専門知識を持った防災士を数多く養成し、地域に根付かせることが重要

※防災士…NPO法人日本防災士機構による民間資格。防災知識や技能を身につけることで地域や職場での防災活動のリーダー役等として期待

官民協働レビュー…民間の有識者、経営者、学生等から県の施策に意見をいただき、改善を図る取組み (R4.8開催)

- 地域の防災士を増加させ、住民向けの避難訓練や防災教育を行うことは重要
- 県と市町村が連携して、防災士を地域に網羅的に広めていくことが防災力の強化となる
- 防災リーダーだけでなく、防災知識を持つ方を増やすためにも防災士を数多く養成すべき
- 防災士の養成に加えて、資格取得後のスキルアップの取組みも重要



## ○令和4年度

### ▪ 防災士養成事業

約250名が11～12月に受講予定。  
うち約100名が市町村推薦。

年度	R4年度	R3年度	R2年度	R元年度
受講者数	約250	197	162	159
合格者数	—	181	145	134



### ▪ 自主防災組織リーダー研修会事業

市町村から推薦のあった約300名を対象に実施。

防災先進事例の紹介、避難所運営の実習等。

○防災危機管理センターを中心に防災士養成研修、自主防災組織リーダー研修等を開催

○市町村からなるべく多くの方を推薦いただき  
防災知識をもった人材を数多く育成

○具体的には

▪ 防災士養成研修

→定員枠、研修会数を拡充して実施を検討

▪ 自主防災組織リーダー研修

→センターで開催すると同時に、

希望市町村へオンライン配信を検討



防災リーダーを中心に避難経路を確認している様子



地域の防災力向上



# インバウンドの再開

資料 4

## ○水際対策の緩和

	～R4. 10. 10	<b>R4. 10. 11～</b>
ビザ取得	全員に義務	<b>短期は免除 ※</b>
入国者数	1日最大5万人	<b>上限撤廃</b>
個人旅行	禁止	<b>解禁</b>

※ コロナ禍前（令和2年2月）と同様の68の国・地域

## ○県の取組み

- 1 ロンドンにおける富山県観光PR**  
令和4年11月1～6日 伝統工芸等の展示販売、観光PR、現地旅行会社との商談会等
- 2 訪日外国人旅行者受入環境整備への支援（緊急募集実施 11月中旬まで）**  
補助対象者：観光事業者等 補助率：1/2（上限100万円）  
対象事業：英語表記によるパンフレット、メニュー、ウェブサイト作成、案内サインの整備等
- 3 インバウンド向け観光情報サイトリニューアル**  
ウェブサイトの改修（デザイン・レイアウトの改修、デジタルマーケティング基盤の整備、SNSとの連動、回遊率の向上等）
- 4 欧米豪デジタルマーケティング推進事業**  
ターゲット市場の調査・分析、PR動画の制作・プロモーション

1

# 黒部宇奈月キャニオンルート一般開放・旅行商品化

○**新名称（旅行商品名）** = 「**黒部宇奈月キャニオンルート**」に決定

	令和4年度			令和5年度				令和6年度	
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	6月
旅行商品造成		モデルコース設定	想定商品ラインナップ設定	価格検討・設定	商品説明（価格等詳細）		令和6年 催行日 （人数枠） 決定		
		9月 名称決定			現地視察 観光事業者 旅行会社	販売会社 決定			
			サービス内容（手荷物・車両回送、昼食など）の検討・実証						
	ガイド運営主体の選定、ガイド養成準備・養成開始			ガイド養成		秋 令和6年秋の北陸DCに向けた 全国宣伝販売促進会議	1月 商品販売開始	春 北陸新幹線敦賀延伸	一般開放
プロモーション	HP・パンフレットによるPR		新名称を活用したPR Youtube（現場工事映像）を活用したPR		モニターツアー実施 （一般・マスコミ）				
	ラッピングトラック（フジトランスポート(株)制作）によるPR				ターゲットエリアを設定したPR（B to B）		ターゲットエリア・北陸新幹線敦賀延伸を活用したPR（B to C）		

2

# 北陸デスティネーションキャンペーンの開催

令和6年【春】  
北陸新幹線敦賀開業

令和6年【秋】  
北陸DC（デスティネーションキャンペーン）

大阪⇄富山間

所要時間【約50分短縮】

北陸エリアへの関心・注目度向上

全国からの誘客チャンス拡大

観光誘客に向けた準備

（観光素材開発・磨き上げ）

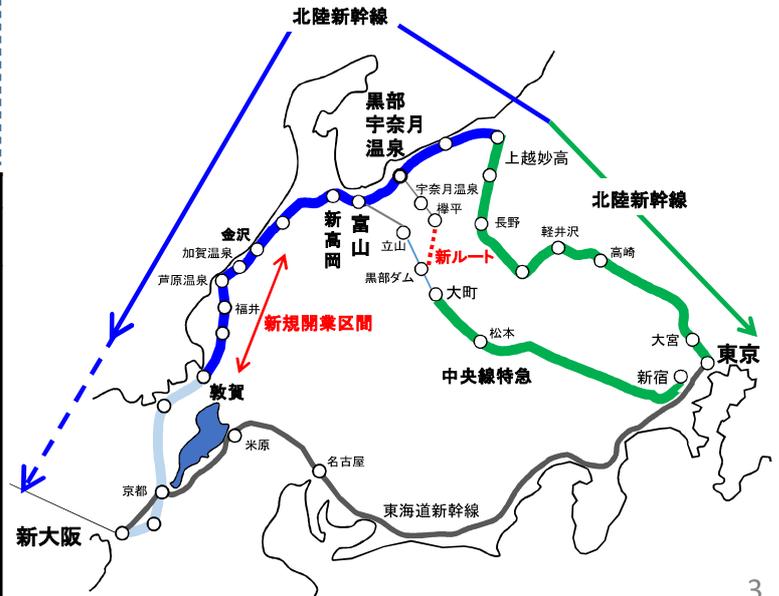
機運醸成、情報発信の強化

（関西圏・首都圏での観光PR）

## 敦賀開業に向けた取り組み

- ・＜県内＞ 観光素材開発・磨き上げ
- ・＜関西圏＞ 機運醸成・情報発信
- ・＜首都圏等＞ 誘客促進・情報発信
- ・＜北陸3県連携＞ 広域観光・誘客促進

R4 年度				R5				R6
4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	10～12
5月「北陸DC」開催決定	8月DC実行委員会設置					★北陸フレDC <small>全国宣伝販売促進会議エクスカーション【福井】</small>	★北陸新幹線敦賀開業	★「北陸DC」開催
「日本の美は北陸にあり。」 <small>Japanese Beauty Hokuriku</small>								



3

## アフターコロナに向けて、ワンチームで

### 1. 県民・企業のおもてなし機運の醸成

- ・マイクロツーリズムの推進による魅力の再発見  
誇りや愛着を育み、地域全体で温かく迎える機運・意識を醸成

### 2. 満足度の高い受入体制の整備・充実

- ・地域資源の磨き上げ、高付加価値化、新たな着地型旅行商品等の開発

### 3. 効果的な情報発信

- ・国内向け：富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」  
→ R4から市町村、観光協会との連携を実施  
（課題共有、タイムリーな情報発信、スキルアップ、好事例の横展開等）
- ・インバウンド向け：現在サイトリニューアル中（今後協力依頼予定）

⇒ 今後、県・市町村・DMO（実務者レベル）の  
**意見交換の場を設置予定**

4

## (参考)

全国旅行支援について	P 6
ビザ免除国・地域（短期滞在）	P 7
北陸D C キャンペーンに向けたスケジュール	P 8
ウィズコロナへの対応（R 4）	P 9
アフターコロナを見据えた取組み（R 4 ①～④）	P 10～13

●テーマ：アフターコロナを見据えた観光振興について

## 全国旅行支援について

国の全国旅行支援実施決定を受け、「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」を実施

### 1 実施期間

令和4年10月11日（火）～12月20日（火）  
※宿泊旅行は12月21日（水曜日）チェックアウト分まで

### 2 対象者 日本国内居住者

### 3 割引額等

- (1) 割引額 旅行商品代金・宿泊料金の40%
- (2) 割引上限額 交通付宿泊旅行商品：一人一泊当たり8,000円  
その他宿泊旅行商品：一人一泊当たり5,000円  
日帰り旅行商品：一人当たり5,000円
- (3) クーポン券 平日：3,000円 休日：1,000円

### 4 県独自の取組み

対象エリアや期間を絞った割引上乗せキャンペーンを実施

- (1) 割引方法：オンライン宿泊予約サイトで割引クーポンを発行
- (2) クーポン：1人あたり2,000円/泊
- (3) エリア：10,11月 北海道  
11,12月 関西、東海、東北、中国四国、九州  
12月 関東

# インバウンドの再開 ビザ免除国・地域（短期滞在）

**O68のビザ免除措置国・地域一覧表** ※令和4年10月11日時点のもの。外務省HPより。注釈は省略

アジア		欧州	
インドネシア シンガポール タイ（15日以内） マレーシア ブルネイ（14日以内）	韓国 台湾 香港 マカオ	アイスランド アイルランド アンドラ イタリア エストニア オーストリア オランダ キプロス ギリシャ クロアチア サンマリノ スイス スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア セルビア チェコ デンマーク	ドイツ ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル 北マケドニア マルタ モナコ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク 英国
北米			
米国	カナダ		
中南米			
アルゼンチン ウルグアイ エルサルバドル グアテマラ コスタリカ スリナム	チリ ドミニカ共和国 バハマ バルバドス ホンジュラス メキシコ		
大洋州			
オーストラリア	ニュージーランド		
中東	アフリカ		
アラブ首長国連邦 イスラエル トルコ	チュニジア モーリシャス レソト		

7

## 北陸DCの開催

### ○キャンペーンに向けたスケジュール

	令和4年度												令和5年度												令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体スケジュール	★R6年度「北陸DC」開催決定 ★北陸DC実行委員会再開 「日本の美は、北陸にあり。」 Japanese Beauty Hokuriku												北陸ブレDC ★全国宣伝販売促進会議エクスカージョン【福井】												★北陸新幹線敦賀開業 北陸DC開催 ★オープンイベント【石川】 ★DCイベント【富山】											
北陸DC実行委員会	敦賀開業・DCに向けた機運醸成 富山県事務局												観光PR、情報発信強化 福井県事務局												石川県事務局											
観光素材開発	観光資源の掘り起こし・磨き上げ												全国宣伝販売促進会議で旅行会社へPR												旅行会社による旅行商品の造成を推進											
特記事項	素材の集約、特別観光素材の試行・検証												素材の集約、特別観光素材の実施 プレキャンペーンに向けた情報発信												DC本番 DC後も協力体制を継続											

8

## ウィズコロナへの対応（R4）

### ▶ 宿泊事業者コロナ新時代対応支援事業（1,200万円）

ウィズコロナでの優良事例の紹介やセミナー、専門家によるコンサルティングを実施するとともに、宿泊施設認証制度のフォローアップ調査を実施

### ▶ 新たなGo Toトラベル富山県事業、全国観光需要促進事業

（70億9,300万円（一部9補））

コロナ禍における観光需要の創出のため、「地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」や「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」等を実施

#### ○地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン

時期：～令和4年10月10日（10月11日チェックアウト分）まで

対象：富山県民、地域ブロック県民

（石川、福井、岐阜、長野、新潟、愛知、三重、静岡）

内容：①割引率50%

②割引上限額（宿泊・日帰り）5,000円/人/泊

③クーポン券 上限2,000円

#### ○全国旅行支援

時期：令和4年10月11日～12月20日

対象：日本に居住する旅行者

内容：①割引率40%

②割引上限額 交通付商品：8,000円/人/泊

上記以外：5,000円/人/泊

③クーポン券 平日：3,000円 休日：1,000円

### ▶ 立山黒部魅力再発見・誘客支援事業（1億5,000万円）

立山黒部貫光(株)や黒部峡谷鉄道(株)が実施する誘客キャンペーン等を支援

### ▶ ウィズコロナ時代に対応した環水公園賑わい空間創出事業（1,920万円）

新しい生活様式に即した形で環水公園でイベントを開催し、富山駅周辺の通年での魅力向上やコロナ禍での新たな日常・価値の提供、賑わいを創出

9

## アフターコロナを見据えた取組み（R4 ①）

### ▶ 新たな時代に対応した観光地域づくり支援事業（3,000万円）

観光事業者等による新たな時代に対応した旅行商品・サービス造成やデジタル技術を活用した新たな観光ビジネスに支援

補助率：1/2以内（ただし、一部については2/3以内）

上限額：100万円

### ▶ マイクロツーリズム推進事業（1,740万円）

近隣県民の誘客促進のため、市場調査に基づく商品造成や情報発信・プロモーションなど誘客施策を検討し、その実施・検証を行うなど、マイクロツーリズムを戦略的に推進

### ▶ 黒部ルートを含む旅行商品造成準備事業（1,520万円）

令和6年度の黒部ルートの一般開放に向けて、旅行商品化の準備を進めるもの

### ▶ 敦賀開業に向けた機運醸成事業（3,645万円）

北陸新幹線敦賀開業に向け、関西圏を中心とした機運醸成や北陸三県等が連携したキャンペーン等を実施

### ▶ 欧米豪デジタルマーケティング推進事業（3,200万円）

デジタルマーケティングにより、クラフト、アドベンチャーツーリズム、ゆかりの人物等、富山県の観光資源が受け入れられる市場等の調査・分析やPRを実施

10

## アフターコロナを見据えた取組み（R4 ②）

### ▶ 観光交通販路拡大・運行回復支援事業（4,000万円）

コロナによる旅行者減に伴い運休・減便している観光列車・バス等の再開に向け旅行商品化やBtoBの販売活動を推進・支援し、運行再開及び観光誘客促進

(1)交通事業者が実施する新たな旅行商品のPR・販売プロモーションへの補助  
対象経費：新たに造成した旅行商品のプロモーション経費  
補助率：補助率1/2 上限100万円

(2)交通事業者による観光交通の運行再開・増便への補助  
交通事業者が県内の主要駅と観光地を結ぶ定期観光路線の運行再開、増便を実施する場合、その運行経費を補助するもの ※上記（1）による旅行商品造成及び販路拡大の実施を条件とする  
対象経費：定期観光路線の運行経費  
補助率：定額（上限500万円）、1/2（500万円を超える分） 上限1,000万円

### ▶ インバウンド向け観光情報サイトリニューアル事業（3,000万円）

インバウンド向けの効果的な情報発信のため、観光情報サイトの全面リニューアルを実施

・デザイン・レイアウトの改修  
・観光情報の提供から商品販売に至るまでのデジタルマーケティングの導線整備  
・SNSとの連動  
・回遊率の向上 等

### ▶ 訪日サイクリスト誘客促進事業（320万円）

外国人観光客の受入れ再開後のインバウンド需要を取り込むため、台湾において、本県のサイクリングコースやサイクリスト受入環境等に係る情報発信を実施

11

## アフターコロナを見据えた取組み（R4 ③）

### ▶ 富山湾岸サイクリングコース首都圏等情報発信強化事業（1,250万円）

サイクリング専門誌やSNS等による情報発信、首都圏等のサイクリストを対象にモニターツアー等を実施

### ▶ ホテル・旅館上質化等促進事業（5,000万円）

県内宿泊施設の上質化に要する経費に対して補助

・補助対象事業 県内の既存のホテル・旅館の上質化  
※ 上質化の例：露天風呂付きの客室を整備、2部屋をグレードの高い1室に改築 など  
・補助対象経費 宿泊施設の上質化に要する経費（改築・改修工事費、設備費等）  
・補助率 10% 上限 25,000千円

### ▶ 廃屋等撤去観光地景観改善支援事業（1,380万円）

令和6年度の黒部ルート一般開放・旅行商品化に向け、県内観光地の魅力を高めるため、地域の観光まちづくりの取組みと連携した「廃屋等の撤去」に対し、国や地元市と一体となって支援

・補助先 黒部市内2施設  
・補助率 対象事業費の1/6(国1/2、県1/6、黒部市1/6)

## アフターコロナを見据えた取組み（R4 ④）

### ▶ 「世界で最も美しい富山湾」活用・保全連携事業（400万円）

民間団体が富山湾沿岸市町と連携して取り組む富山湾の活用・保全の取組み等を支援

- ・補助対象事業 富山湾の魅力を活用し、観光交流の促進や地域活性化を図る事業、富山湾の環境保全を図る事業
- ・補助対象経費 事前準備に係る経費、事業実施に係る経費
- ・補助率 1/2 上限①富山湾沿岸市町と連携した事業 1,000千円 ②民間団体単独の事業 200千円

### ▶ 外国語観光サイン整備促進事業（400万円）

市町村が設置する外国語表記の統一デザインによる観光地誘導案内標識の設置及び改修に要する経費への助成

- ・補助対象事業費 上限1基500千円
- ・補助率 1/3

### ▶ 産業観光魅力創出事業（500万円）

産業観光案内用備品や案内コース、付帯施設の整備などに取り組む事業者を支援

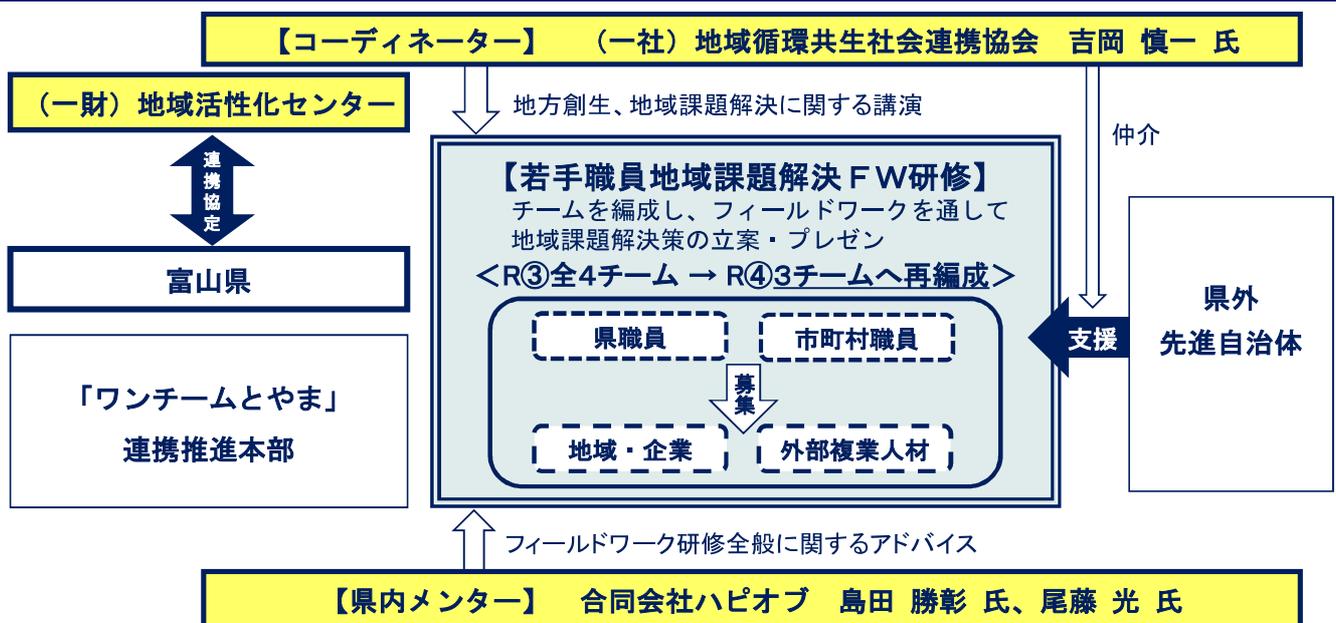
- (1) 産業観光案内用備品・案内コース等整備
  - ・補助対象事業 ①備品購入費(案内パンフレットの作成、マイク、イヤホン等の購入等)
  - ②施設整備費(案内表示、安全柵、駐車場の改修等)
- ・補助率 1/2 上限①250千円 ②500千円
- (2) 産業観光付帯施設整備
  - ・補助対象事業 産業観光受入に伴う企業紹介施設等の整備費(製造設備は除く)
  - ・補助率 1/3 上限2,000千円

# 若手職員地域課題解決フィールドワーク研修 実施結果

参考資料 1

- 経緯** 県と一般財団法人地域活性化センターとで締結した「地方創生人材育成に係る連携協定」（令和3年12月16日）に基づき実施
- 目的** 複雑化・多様化する行政課題に対応するため、組織や地域の枠を超えて、多様な主体と連携・協働し、地域課題解決に取り組む職員の育成
- 受講生** 県・市町村の若手職員 18名（6名×3グループ）
- 日程** R4. 1月～3月 インプット（基礎）研修  
6月～ フィールドワーク開始  
10月3日 最終プレゼンテーション

## 全体イメージ図



### <スケジュール>

R3. 12月	～1月	～3月	R4. 4月	5月	6～7月	8～9月	10月～
協定締結 市町村と調整	参加者募集 (県・市町村)	インプット研修 事例研究	地域課題募集	地域課題決定 グループ再編成	外部人材募集 (地域・企業) (複業人材) 実践活動	実践活動	最終プレゼン 事業提案 事業化検討

	地域課題	提案市町村
Aグループ	ターゲットを絞ったUターン 施策の展開について	小矢部市
Bグループ	地場産野菜の学校給食や 家庭及び飲食店等での消費 拡大（地産地消）の推進	砺波市
Cグループ	中山間地域の今後の発展に ついて	立山町

活動の様子



## 避難行動要支援者の個別避難計画の策定について

避難行動要支援者の個別避難計画については、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正により、策定が市町村の努力義務となりました。

つきましては、市町村における計画策定を促進していただきますようお願いいたします。

### 1 個別避難計画について

避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者（※ 1）や避難先等の情報（※ 2）を記載した計画。

同法の改正により、「計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、おおむね 5 年程度で作成に取り組むこと」とされた。

また、「計画作成の業務に、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握している福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である」とされている。

※ 1 消防、警察、民生委員、地区区長、市町村社協、自主防災組織 等

※ 2 氏名、生年月日、住所、性別、電話（携帯）番号、同居家族、避難場所、緊急時の連絡先、避難支援等実施者情報、避難時に配慮が必要な事項、特記事項（ハザード状況、常備薬の有無等）、避難経路（避難所の位置や自宅からの経路を地図に記載）等

### 2 県内市町村の策定状況

区 分	R 4 . 4 . 1	R 3 . 4 . 1	H 3 1 . 4 . 1
避難行動要支援者数 (①)	6 8 , 4 9 8 人	7 2 , 2 6 4 人	7 0 , 2 1 8 人
個別計画策定済の人数 (②)	1 3 , 9 6 5 人	1 4 , 1 5 2 人	1 2 , 3 8 3 人
策定率 (②/①)	2 0 . 4 %	1 9 . 6 %	1 7 . 6 %

### 3 策定における主な課題（R 4 . 7 ~ 8 市町村聞き取り調査より）

- ・避難支援等関係者（民生委員等）の高齢化等による支援者の成り手不足や確保が困難
- ・（個人情報を含む内容のため、）要支援者や家族から計画策定の同意・協力が得られない
- ・民生委員や町内会、自主防災組織に対する計画策定の必要性が浸透していない
- ・防災部局と福祉部局との連携不足 等

富山県成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」の開催について

令和4年 10 月 17 日  
成長戦略室戦略企画課

1 目的

成長戦略を県内外に発信するとともに、県内外の方々が集い成長戦略の議論を深め、連携して取り組みを進めるきっかけづくりの場として、富山県成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」を昨年度に続き継続開催するもの。

※ 成長戦略の実行の年である今年度は、「ウェルビーイング×デジタル」という各プログラム共通のテーマを軸に、特に、関係者の連携強化、新たな政策やプロジェクトの創出を重視

2 サブテーマ

「デジタルが可能にする、わたしたちのウェルビーイング」

3 日程

10 月 28 日(金)～30 日(日)

4 会場

とやま自遊館 ホール(28 日)、井波別院瑞泉寺 本堂(29 日・30 日)

5 プログラム

成長戦略を県内外に発信するとともに、8 月下旬に開催したビジョンセッションで洗い出した成長のシーズや地域課題を、県外の事業者や専門家なども交えて掘り下げ、地域のニーズに対応するプロジェクト組成等に向けてトークセッション等を開催。

○ ワークショッププログラム等(とやま自遊館 ホール)

プログラム(予定)		日程	内容
1	デジタル活用を考える交流会	10/28	県内での DX 推進事業の受発注に向けた課題解決やニーズの掘り起こしのため、①講演会、②事例発表会、③企業交流会を実施 まちづくりに取り組む各分野の事業者等と県民がまちづくり企画を検討するグループワークを実施
2	魅力ある地域づくり企画会議		

○ トークセッション(井波別院瑞泉寺 本堂)

プログラム(予定)		日程	内容
1	クリエイティブとデジタルの力で人が集う地域をつくる	10/29	県外から各分野の最先端で活躍する事業者等を招き、県内外の方々と、成長戦略の実現に向けて成長のシーズや地域課題について議論を深め、連携して新たなプロジェクト組成等につなげるためのトークセッションを実施
2	今ある資源の価値を見つけ、伝えること		
3	変革は地方から～富山発スタートアップ会談～	10/30	
4	未来の工場の話をしよう		
5	憧れを実現する、女性の地方ライフスタイルを考える		
6	成長戦略セッション / 知事メッセージ		

マイナンバーカード交付状況（令和4年9月末時点）

参考資料 4

○都道府県別交付率

都道府県名	人口	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
宮崎県	1,078,313	679,616	63.0%
兵庫県	5,488,605	2,950,532	53.8%
奈良県	1,335,378	709,340	53.1%
滋賀県	1,415,222	739,462	52.3%
神奈川県	9,215,210	4,811,715	52.2%
東京都	13,794,933	7,187,765	52.1%
山口県	1,340,458	680,575	50.8%
愛媛県	1,341,539	675,499	50.4%
広島県	2,788,687	1,402,580	50.3%
佐賀県	812,193	408,247	50.3%
<b>富山県</b>	<b>1,037,319</b>	<b>516,371</b>	<b>49.8%</b>
千葉県	6,310,875	3,138,929	49.7%
大阪府	8,800,753	4,377,050	49.7%
静岡県	3,658,375	1,817,796	49.7%
福岡県	5,108,507	2,531,599	49.6%
石川県	1,124,501	554,922	49.3%
大分県	1,131,140	554,778	49.0%
島根県	666,331	324,879	48.8%
京都府	2,511,494	1,223,196	48.7%
愛知県	7,528,519	3,653,283	48.5%
福井県	767,561	372,454	48.5%
熊本県	1,747,513	846,998	48.5%
三重県	1,784,968	863,852	48.4%
鳥取県	551,806	266,604	48.3%
鹿児島県	1,605,419	773,833	48.2%
岡山県	1,879,280	905,139	48.2%
長崎県	1,320,055	631,769	47.9%
香川県	964,885	460,599	47.7%
宮城県	2,268,355	1,080,678	47.6%
岐阜県	1,996,682	948,947	47.5%
秋田県	956,836	450,348	47.1%
埼玉県	7,385,848	3,469,666	47.0%
茨城県	2,890,377	1,350,912	46.7%
北海道	5,183,687	2,409,572	46.5%
徳島県	726,729	337,564	46.4%
山形県	1,056,682	488,347	46.2%
山梨県	816,340	375,284	46.0%
栃木県	1,942,494	890,452	45.8%
和歌山県	935,084	424,545	45.4%
福島県	1,841,244	809,003	43.9%
青森県	1,243,081	542,663	43.7%
長野県	2,056,970	883,438	42.9%
岩手県	1,206,479	517,013	42.9%
新潟県	2,188,469	928,594	42.4%
群馬県	1,943,667	822,557	42.3%
高知県	693,369	286,277	41.3%
沖縄県	1,485,670	582,155	39.2%
全国	125,927,902	61,657,397	49.0%

○富山県内市町村別交付率

市区町村名	人口	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
1位 南砺市	48,624	27,547	56.7%
2位 砺波市	47,626	25,240	53.0%
3位 氷見市	44,906	23,673	52.7%
4位 高岡市	167,216	87,511	52.3%
5位 立山町	25,174	13,102	52.0%
6位 射水市	91,780	46,777	51.0%
7位 黒部市	40,497	20,572	50.8%
8位 舟橋村	3,274	1,654	50.5%
9位 上市町	19,638	9,834	50.1%
10位 小矢部市	28,977	14,223	49.1%
11位 魚津市	40,477	19,684	48.6%
12位 富山市	411,222	195,646	47.6%
13位 朝日町	11,293	5,320	47.1%
14位 滑川市	33,039	15,517	47.0%
15位 入善町	23,576	10,071	42.7%

全国平均

事 務 連 絡

令和 4 年 10 月 4 日

各市町村社会保障・税番号制度担当課長 殿  
(個人番号カード担当)

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室長  
( 公 印 省 略 )

企業等への出張申請に係る相互受付対応について

このことについて、企業や地域の各種団体、学校等（以下「企業等」という。）に職員が出張して申請受付を行うことについては、「マイナンバーカードの更なる申請促進に向けた企業等への出張申請受付の積極的实施について（通知）」（令和 4 年 8 月 5 日付け総行マ第 74 号・総行公第 106 号・総行給第 55 号総務省自治行政局長通知）により、企業等が所在する市町村の住民のみならず、当該市町村以外の住民についても、企業等に出張した職員が本人確認の事務を行うこと等の対応が求められているところです。こうした企業等への出張申請に係る相互受付対応は、申請を行う県民にとっての利便性が高く、県内全体の申請数の増加につながることを期待できるものです。

つきましては、企業等における他市町村住民に係る出張申請受付及び出張申請サポートの実施方法を別紙のとおり整理しましたので、各市町村におかれましては、本取組についてのご理解と、申請・交付事務についての適切なご協力・ご対応をいただきますよう、よろしく願いいたします。

<送付資料>

- ・【別紙 1】 企業等への出張申請に係る相互受付対応について
- ・【別紙 2】 出張申請相互受付に係る対応マニュアル
- ・【参考】 本人確認を行った旨を証する書類（様式第 3 及び別紙）

担当：市町村支援課行政担当 吉田  
TEL：076-444-3183

企業等への出張申請に係る相互受付対応について

●基本方針

- ・自団体住民の申請受付については既存の事務処理を基本とする。
- ・他市町村住民の申請受付に関し、他市町村と連絡・調整が必要な事項については、本フローにより対応する。
- ・市町村が独自で実施する出張申請において他市町村住民が含まれる場合も、本フローにより対応する。
- ・本人確認方法については、個人番号カード等の交付に係る事務処理要領に按ずる。

●対応方針

【原則】

- ①企業等から出張申請業務市町村へ名簿提出を原則とする。  
ただし、個人情報保護の観点から、他市町村への照会が行わない。  
(出張申請業務市町村が自団体の実存確認を行うのは自由)
- ②出張申請業務市町村は、出張申請において、他市町村住民分も申請受付する。  
ただし、富士市のみ申請サポートでの対応とする。

【例外1】高校など名簿提出ができない団体への出張申請

- 名簿の提出できないが原則と同様に対応。(他市町村住民分も申請受付(富士市は除く))

【例外2】富士市分

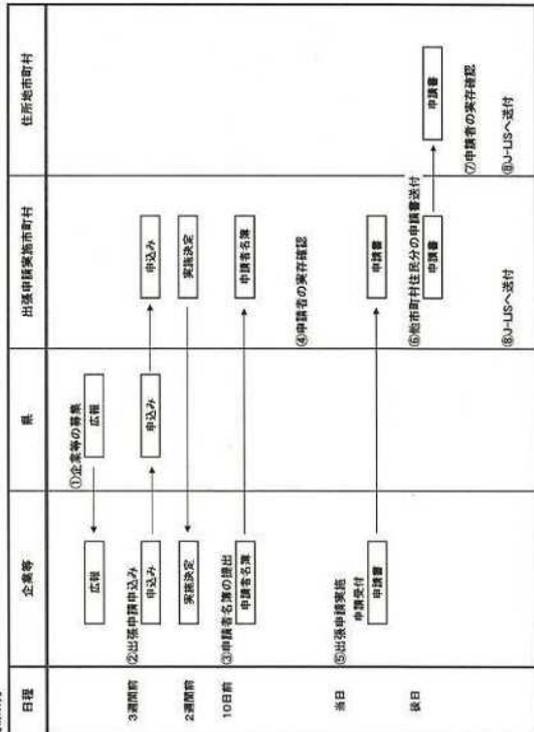
- ・富士市は他市町村住民分は申請サポートで対応  
(他市町村も富士市民は申請サポート)

【その他】県委託事業者によるサポート

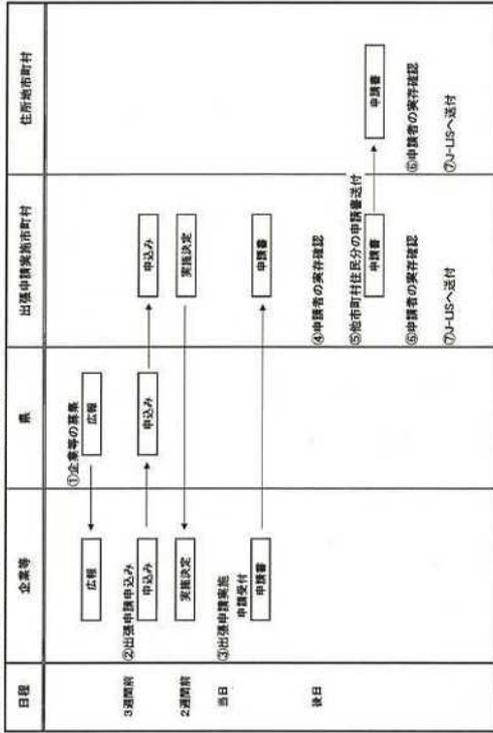
- ・申請希望者数を動かし、個別に調整。

●出張申請相互受付対応フロー

【原則】



【例外1】高校など名簿提出ができない団体への出張申請



## 出張申請相互受付に係る対応マニュアル

## 【原則】

## ①出張申請先企業等の募集

・ 県は、企業等に対し、以下の出張申請申込条件を提示し、出張申請の申込みを受け付ける。

- 企業等（会場）所在市町村の申請希望者数が10名程度見込まれること。
- 受付会場の確保し、机、椅子、電源（コンセント）を準備できること。また、会場使用料や電気料金については企業等が負担すること。
- 出張申請の実施は平日（火曜日～金曜日）の午前10時から午後4時とする。  
※その他の日時を希望する場合は、個別に調整する。
- 申請希望者の名簿を提出可能であること。
- 申請希望者に対して、必要書類等について周知できること。
- 申請希望者は以下の条件を満たしていること。

- A 2か月以内に引越する予定がない。
- B 過去にマイナンバーカードの交付申請を一度も行っていない。
- C 申請者本人が会場へ来場できる。申請者が15歳未満の方や成年被後見人である場合は、法定代理人と一緒に来場できる。
- D 郵便物の転送サービスを利用していない。

## ②出張申請申込み（3週間前～2週間前）

・ 出張申請を希望する企業等は、以下の情報を記入した申込書を県へ提出する。

- 企業・団体名
- 担当者（部署名・氏名・電話番号・メールアドレス）
- 実施会場（会場名・住所）
- 希望日時（第3希望まで）
- 市町村別申請見込み人数

・ 県は、企業等（会場）所在市町村に、申込書をメールで送付する。

・ 申込書の送付を受けた市町村は、実施の可否を判断し、企業等に連絡する。  
※実施は可能だが人員不足が見込まれる場合や実施困難である場合は、県に協議すること。県において、申請サポート要員（委託事業者）の派遣等を検討する。

## ③申請者名簿の提出（10日前）

・ 企業等は、出張申請実施市町村に係る氏名、住所、生年月日、通知カードの有無、住基カードの有無を記入した申請者名簿を提出する。

## ④申請者の実存確認（10日前）

・ 出張申請実施市町村は、必要に応じて自団体住民分について以下のことを確認する。

- A 申請者が住民基本台帳に登録されていること
- B 申請者がすでにカードを保有している者ではないこと
- C 申請者が住基カード保有者かどうか

※申請受付を行うことができない者がいた場合は、企業等に連絡し、申請サポートでの対応となることを伝える。

## ⑤出張申請（当日）

・ 出張申請実施市町村は、企業等を訪問し、富山市を除く他市町村住民分も含めて申請受付を行う。

【他市町村住民に係る申請受付に必要な手続き】

- 申請書の受領 ※マイナンバーが未記入でも可
- 本人確認の実施
- 本人確認書類の写しをとる（写真撮影またはコピー）
- 暗証番号設定依頼書の受領
- 通知カードの回収
- 住基カードの回収（該当者のみ）

※後日、住所地利市町村から問合せがある場合があることを伝える。

・ 富山市民及び申請受付できない他市町村分については申請サポートを行う。（富山市が出張申請を行う場合は、他市町村住民分は申請サポートを行う。）

※マイナンバーが分からない住民（富山市を除く）分については、申請書を預かる。

## ⑥他市町村住民の申請書を送付（後日）

・ 出張申請実施市町村は、以下の書類を簡易書留で住所地利市町村に送付する。

【申請受付分】

- 申請書（申請受付分）  
※マイナシステムにより申請受付した場合は、申請データを印刷したうえで、住所地利市町村に送付する。
- 申請書（申請受付分）  
※マイナシステム以外の端末でオンライン申請した場合は、QRコード付き交付申請書を住所地利市町村に送付する。
- 本人確認書類の写し
- 暗証番号設定依頼書
- 回収した通知カード（または紛失届）
- 回収した住基カード（または紛失届）
- 本人確認を行った旨を証する書類（様式第3）

【申請サポート分】

- 申請書 (申請サポート分)  
※マイナアシストにより申請サポートを行った場合は、申請データを印刷し、住所地市町村に送付する。
- ※マイナアシスト以外の端末でオンライン申請した場合は、QRコード付き交付申請書を住所地市町村に送付する。

⑦申請者の実存確認 (後日)

- ・住所地市町村は関係書類を受領し、以下のことを確認する。
    - A 申請者が住民基本台帳に登録されていること
    - B 申請者がすでにカードを保有している者ではないこと
    - C 申請者が住基カード保有者であれば、住基カードの返納を受けたこと
- ※確認した結果、再申請が必要な住民については、住所地市町村から申請者に対し、その旨を連絡する。
- ※マイナナンバーが記入されていない申請書については、住所地市町村においてマイナナンバーを追記する。

⑧J-LISへ申請書を送付 (後日)

- ・住所地市町村は関係書類を受領し、申請書をJ-LISへ送付する。
- ※マイナナンバーが記入されていない申請書については、住所地市町村においてマイナナンバーを追記する。
- ※オンライン申請された申請書については、J-LISへ送付しない。

【例外1】 高校など名簿提出ができない団体への出張申請

①出張申請先企業等の募集

- 「(1) 名簿提出型」を参照。
- ・出張申請申込条件のうち、「申請希望者の名簿を提出可能であること」以外を満たす企業等からの申込みを受け付ける。

②出張申請申込み (3週間前～2週間前)

「(1) 名簿提出型」を参照。

③出張申請 (当日)

- ・出張申請実施市町村は、企業等を訪問し、富山市を除く他市町村住民分も含めて申請受付を行う。
- 【他市町村住民に係る申請受付に必要な手続き】

- 申請書を受領 ※マイナナンバーが未記入でも可
  - 本人確認の実施
  - 本人確認書類の写しをとる (写真撮影またはコピー)
  - 暗証番号設定依頼書の受領
  - 通知カードの回収
  - 住基カードの回収 (該当者のみ)
- ※後日、住所地市町村から問合せがある場合があることを伝える。
- ・富山市民及び申請受付できない他市町村分については申請サポートを行う。(富山市が出張申請を行う場合は、他市町村住民分は申請サポートを行う。)
- ※マイナナンバーが分からない住民 (富山市を除く) については、申請書を預かる。

④申請者の実存確認 (後日)

- ・出張申請実施市町村は、自団体住民分について以下のことを確認する。
    - A 申請者が住民基本台帳に登録されていること
    - B 申請者がすでにカードを保有している者ではないこと
    - C 申請者が住基カード保有者であれば、住基カードの返納を受けたこと
- ※確認した結果、再申請が必要な住民については、住所地市町村から申請者に対し、その旨を連絡する。

⑤他市町村住民の申請書を送付 (後日)

- ・出張申請実施市町村は、以下の書類を簡易書留で住所地市町村に送付する。
    - 申請書 (申請受付分)
- ※マイナアシストにより申請受付した場合は、申請データを印刷したうえで、住所地市町村に送付する。
- ※マイナアシスト以外の端末でオンライン申請した場合は、QRコード付き交付申請書を住所地市町村に送付する。
- 本人確認書類の写し
  - 暗証番号設定依頼書
  - 回収した通知カード (または紛失届)
  - 回収した住基カード (または紛失届)
  - 本人確認を行った旨を証する書類 (様式第3)
- 【申請サポート分】
- 申請書 (申請サポート分)
- ※マイナアシストにより申請サポートを行った場合は、申請データを印刷し、住所地市町村に送付する。
- ※マイナアシスト以外の端末でオンライン申請した場合は、QRコード付き交付申請書を住所地市町村に送付する。

**⑥申請者の実存確認（後日）**

- ・出張申請実施市町村及び住所地市町村は関係書類を受領し、以下のことを確認する。

- A 申請者が住民基本台帳に登録されていること
- B 申請者がすでにカードを保有している者ではないこと
- C 申請者が住基カード保有者であれば、住基カードの返納を受けたこと

※確認した結果、再申請が必要な住民については、住所地市町村から申請者に対し、その旨を連絡する。

※マイナンバーが記入されていない申請書については、住所地市町村においてマイナンバーを追記する。

**⑦J-LISへ申請書を送付（後日）**

- ・出張申請実施市町村及び住所地市町村は、申請書をJ-LISへ送付する。

※オンライン申請された申請書については、J-LISへ送付しない。

参考  
(様式第3)

令和 年 月 日

〇〇市町村〇〇課長 殿

〇〇市町村〇〇課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則  
第5条の規定に基づく本人確認書類の提示に関する通知書

貴団体の住民基本台帳に記録されている別紙に掲げる者から、個人番号カードの交付申請書の提出に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第4条に掲げる本人確認書類の提示を受けましたので、同規則第5条の規定に基づき、經由市町村長としてその旨を通知します。

担当：〇〇市区町村〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇、〇〇  
(電話番号) 0000-0000-0000 0000-0000-0000

様式第3別紙 經由市町村長を經由して個人番号カードの交付申請書の提出を行った者一覧

No	氏名	生年月日	個人番号 (12桁)	通知カード 返納の有無	住居カード 返納の有無	住民票に よる交付 の有無	個人番号カードの送付先 (※2) 經由市町村を 送付する書類
例	番号 花子	昭和〇〇年〇月〇日	123456789012	有	無	有	〇〇県△市×-◇-★
例	番号 太郎	平成〇〇年〇月〇日	123456789012	無	無	無	●●県◇町-◇-★
例	カード ヌウチ	19〇〇年〇月〇日	123456789012	有	有	有	◎◎県▲村×-▽-×
1				有・無	有・無	有・無	
2				有・無	有・無	有・無	
3				有・無	有・無	有・無	
4				有・無	有・無	有・無	
5				有・無	有・無	有・無	

※1 申請者が多い場合は、適宜行を追加してください。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する者令（平成26年総務省令第85号）第22条の2各号に規定する事情のうち、該当する号の番号を記載してください。

① 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、以下の号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて2以上の交付申請に係る交付申請書を取りまとめることができること。

② 交付申請者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいふ。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされている交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第11号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危険を受けおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳が「一行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（18歳に満たない者をいふ。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

③から⑤までに掲げる事情に準ずると住所都市町長が認める事情があること。